

作成日 : 2004年 2月13日

改訂日 : 2023年 3月24日

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ピリカット乳剤
製品コード	AFCB
供給者の会社名称	株式会社エス・ディー・エス バイオテック
住所	東京都千代田区神田練堀町3番地
担当部門	安全環境・品質保証室
電話番号	03-6867-8313
FAX 番号	03-6867-8329
緊急連絡電話番号	03-6867-8313
推奨用途	農薬 (殺菌剤)
使用上の制限	農薬登録内容以外の使用は不可
整理番号	1306-01

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## (物理的及び化学的危険性)

爆発物	分類できない
可燃性ガス	区分に該当しない
エアゾール	区分に該当しない
酸化性ガス	区分に該当しない
高压ガス	区分に該当しない
引火性液体	区分3
可燃性固体	区分に該当しない
自己反応性化学品	区分に該当しない
自然発火性液体	区分に該当しない
自然発火性固体	区分に該当しない
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	区分に該当しない
酸化性液体	区分に該当しない
酸化性固体	区分に該当しない
有機過酸化物	区分に該当しない
金属腐食性化学品	分類できない
鈍性化爆発物	分類できない

## (健康に対する有害性)

急性毒性：経口	区分4
急性毒性：経皮	区分に該当しない
急性毒性：吸入 (気体)	区分に該当しない
急性毒性：吸入 (蒸気)	分類できない
急性毒性：吸入 (粉じん)	区分に該当しない

急性毒性：吸入（ミスト）	区分3
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
呼吸器感受性	分類できない
皮膚感受性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	区分1 B
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分2（呼吸器、中枢神経系、肝臓、腎臓、血液）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2（呼吸器、神経系、血液、眼、鼻）
誤えん有害性	分類できない

(環境に対する有害性)

水生環境有害性 短期（急性）	区分1
水生環境有害性 長期（慢性）	区分1
オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

引火性液体及び蒸気

飲み込むと有害

吸入すると有害

皮膚刺激

重篤な眼の損傷

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

呼吸器、中枢神経系、肝臓、腎臓、血液の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露により呼吸器、神経系、血液、眼、鼻の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

熱/火花/裸火/高温のような着火源から遠ざけること。一禁煙  
容器を密閉しておくこと。

容器を接地しアースをとること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

火花を発生しない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

使用前に取扱い説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

ミスト/蒸気を吸入しないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置	取扱い後は、手、顔、眼をよく洗うこと。
	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
	必要なとき以外は環境への放出を避けること。
	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
	気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
	火災の場合：消火するために粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤を使用すること。
	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
	医師に連絡すること。
	皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類を全て脱ぐこと。
	皮膚を水、シャワーで洗うこと。
保管	皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。
	皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
	直ちに医師に連絡すること。
	飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。
	口をすすぐこと。
	漏出物を回収すること。
	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。
	施錠して保管すること。
廃棄	内容物/容器を法/条例に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

成分及び濃度（含有率）

(成分)	(化学名/化学式)	(含有率)	(CAS番号)	(官報公示整理番号)	
				(安衛法)	(化審法)
<成分①> ジフルメトリン	(RS)-5-クロロ-N-[1-(4-ジフルオロメトキシフェニル)プロピル]-6-メチルピリミジン-4-イルアミン /C <sub>15</sub> H <sub>16</sub> ClF <sub>2</sub> N <sub>3</sub> O	10.0 %	130339-07-0	8-(2)-1964	—
<成分②> 有機溶剤、界面活性剤等	—	90.0 %	—	—	—

<安衛法 表示・通知対象物質>

(成分)	(含有率)	(CAS番号)	(官報公示整理番号)	
			(安衛法)	(化審法)
ナフタレン (成分②に含有)	4.0 %	91-20-3	既存化学物質	(4)-311
トリメチルベンゼン (成分②に含有)	8.8 %	25551-13-7、	既存化学物質	(3)-3427

		95-63-6、108-67-8		
エチルベンゼン (成分②に含有)	1.1 %	100-41-4	既存化学物質	(3)-28、(3)-60
キシレン (成分②に含有)	0.9 %	1330-20-7	既存化学物質	(3)-3
ケロシン (成分②に含有)	0.5 ~ 0.7 %	64742-81-0	既存化学物質	(9)-1702

#### 4. 応急措置

吸入した場合	被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	多量の水で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹を生じた場合、医師の診察/手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	口をすすぎ、無理に吐かせない。医師の診察/手当てを受けること。

#### 5. 火災時の措置

適切な消火剤	粉末消火剤、二酸化炭素、泡消火剤等
使ってはならない消火剤	棒状水
火災時の特有の危険有害性	燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、塩化水素、フッ素化合物等が含まれる。
特有の消火方法	大規模火災の際は、泡消火器などを用い空気を遮断することが有効。 安全な限り、容器を搬出する等、燃焼源を断つこと。 延焼の恐れが無い限り、散水冷却し周辺を保護すること。 消火のための放水等により、消火水が下水や河川等の水系に流れ込まないように適切な措置を行うこと。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク）を着用すること。
消火時の注意	移動可能な容器は速やかに安全な場所に移すこと。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	漏出時の処理作業には、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク）を着用すること。回収が終わるまで十分な換気を行うこと。
環境に対する注意事項	漏出した物質が河川、湖沼、海域等に流入しないように注意すること。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	乾燥砂、土、その他不燃性のものに吸着させ、密閉できる空容器に回収すること。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。 風下の人を非難させ、漏出場所への人の出入りを禁止すること。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

設備の密閉化、局所排気装置や全体の換気設備を設けること。  
 火花を発生する機械器具などは使用しない。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

安全取扱い注意事項

危険物（第4類・第2石油類）の取扱いを行うこと。  
 容器の破損や容器からの漏洩を防ぎ、液体や気体の流出に注意すること。

接触回避

情報なし

衛生対策

吸い込んだり、皮膚や眼に触れないよう、長袖の作業衣、保護手袋、保護マスク、保護眼鏡を着用すること。  
 取扱い後は、手、顔、眼等を良く洗い、うがいをする。

保管

安全な保管条件

危険物（第4類・第2石油類）の管理を行うこと。  
 直射日光を避け、適当な換気のある乾燥した冷暗所に密封し、施錠して保管すること。気体が滞留するおそれのある場所では、火花を発生する機械器具などは使用しないこと。  
 また、静電気が発生あるいは帯電しないように注意すること。火気、熱源より遠ざけること。  
 飲食品や飼料と区別して保管すること。  
 詳細は製品のラベルに従うこと。  
 製品容器包装材料に準ずる。

安全な容器包装材料

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

管理濃度

エチルベンゼン 20 ppm  
 キシレン 20 ppm  
 ナフタレン 10 ppm

許容濃度

日本産業衛生学会

トリメチルベンゼン（異性体） 25 ppm (120 mg/m<sup>3</sup>) (2013年度)  
 エチルベンゼン 50 ppm (217 mg/m<sup>3</sup>) (2013年度)  
 キシレン 50 ppm (217 mg/m<sup>3</sup>) (2013年度)

ACGIH

トリメチルベンゼン（異性体） TWA 25 ppm (2008年)  
 エチルベンゼン TWA 20 ppm (2011年)  
 キシレン TWA 100 ppm (2010年)  
 ナフタレン TWA 10 ppm (2012年)  
 ケロシン TWA 200 mg/m<sup>3</sup> (2012年)

設備対策

室内作業の場合は、換気を適正に行うことが望ましい。  
 取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置すること。

保護具

呼吸用保護具

保護マスク

手の保護具

ゴム手袋

眼、顔面の保護具

側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具

保護服（長袖、長ズボン）、保護長靴

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	澄明可乳化油状液体
色	黄赤色
臭い	情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	情報なし
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界 /可燃範囲	情報なし
引火点	58 °C
自然発火点	情報なし
pH	6.9 (20 °C) (20.0 g/80 mL水溶液)
動粘性率	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び/又は相対密度	0.9324 (20 °C)
相対ガス密度	情報なし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	通常の取扱いにおいて反応性なし。
化学的安定性	通常の使用条件では安定。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	燃焼ガスには、一酸化炭素、窒素酸化物、塩化水素、フッ素化合物等が含まれる。

## 11. 有害性情報

急性毒性 経口 LD <sub>50</sub>	2,478 mg/kg (雄ラット)、2,142 mg/kg (雌ラット)、 1,366 mg/kg (マウス) (区分4)
経皮 LD <sub>50</sub>	>2,000 mg/kg (ラット) (区分に該当しない)
吸入 LC <sub>50</sub>	2.86 mg/L (雄ラット)、0.85 mg/L (雌ラット) (区分3)
皮膚腐食性/刺激性	刺激性あり (ウサギ) (区分2)
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	刺激性あり、1,000倍希釈液は刺激性なし (ウサギ) (区分1)
呼吸器感作性	情報なし (分類できない)
皮膚感作性	陰性 (モルモット) (区分に該当しない)
生殖細胞変異原性	情報不足 (分類できない)
発がん性	区分2のキシレン及びナフタレンを1.0%以上含有 (区分2)
生殖毒性	区分1Bのキシレン及びエチルベンゼンを0.3%以上含有 (区分1 B)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1のキシレン (呼吸器、中枢神経系、肝臓、腎臓) 及びナフタ レン (血液) を1.0%以上10%未満含有 (区分2)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1のキシレン (呼吸器、神経系) 及びナフタレン (血液、眼、 鼻) を1.0%以上10%未満含有 (区分2)
誤えん有害性	情報不足 (分類できない)

## 12. 環境影響情報

生態毒性

魚類：	コイ	LC <sub>50</sub> (96 hr)	0.90 mg/L
甲殻類：	オオミジンコ	EC <sub>50</sub> (48 hr)	0.86 mg/L
藻類：	緑藻	ErC <sub>50</sub> (0-72 hr)	11.6 mg/L
		NOECr	4.5 mg/L

以上の結果から、水生環境有害性 短期（急性）及び水生環境有害性 長期（慢性）を区分1とした。

残留性・分解性	情報なし
生体蓄積性	情報なし
土壌中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし（分類できない）

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：	関連法規ならびに地方自治体の規則を遵守し、適切に行うこと。
空容器、空袋、汚染容器等：	内容物を完全に除去し、関連法規ならびに地方自治体の規則を遵守し、適切に行うこと。

これらの処理を委託する場合は、所轄の地方自治体の許可を得た産業廃棄物業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	
国連番号	UN 2903
品名（国連輸送名）	殺虫殺菌剤類、液体、毒性かつ引火性（他に品名が明示されていないもの）引火点が23℃以上のも（ジフルメトリム混合物）
国連分類	クラス 6.1 副次危険性 3
容器等級	II
海上輸送	IMO/IMDGの規定に従う。
航空輸送	IATA/ICAOの規定に従う。
海洋汚染物質	該当
輸送又は輸送手段に関する特別な安全対策	引火性液体（危険物第4類・第2石油類）であるので「火気厳禁」。容器が破損しないように、水ぬれや乱暴な取扱いを避ける。輸送中に互いに衝突して破損することのないように、予め適当な緩衝物を詰め、しっかりと固定する。非常時のため、保護具、消火器、工具を備える。
国内規制	
陸上輸送	消防法上の危険物の取扱いをする。
海上輸送	船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送	航空法に定められている運送方法に従う。
緊急時応急措置指針番号	131

15. 適用法令

農薬取締法	農薬登録 第19636号
化学物質排出把握管理促進法	成分②の一部： トリメチルベンゼン：第一種指定化学物質（管理番号：691）8.8% ナフタレン：第一種指定化学物質（管理番号：302）4.0% エチルベンゼン：第一種指定化学物質（管理番号：53）1.1%
労働安全衛生法	第57条及び第57条の2 名称等を表示・通知すべき危険物及び有害物

	成分②の一部：
	トリメチルベンゼン 8.8%
	ナフタレン 4.0%
	エチルベンゼン 1.1%
	キシレン 0.9%
	ケロシン 0.5~0.7%
毒物及び劇物取締法	毒物・劇物に該当しない
消防法	引火性液体：危険物第4類・第2石油類 非水溶性液体
化審法	成分②：キシレン 優先評価化学物質 成分②：エチルベンゼン 優先評価化学物質
船舶安全法	引火性液体類
航空法	引火性液体
海洋汚染防止法	個品運送 海洋汚染物質

#### 16. その他の情報

参考文献、資料等： ジフルメトリム原体 安全データシート (株) エス・ディー・エス バイオテック

記載内容の取扱い：

- ・ 記載内容はこの製品の一般的な取扱いに関する情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。
- ・ 記載内容は現時点で一般的に入手可能な情報に基づいて作成しておりますが、全ての情報が網羅されているわけではありません。
- ・ 新たな情報を入手した場合は改訂されることがあります。
- ・ 注意事項は通常の取扱いを対象にしたものですので、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。